

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 14 日現在

機関番号：32630

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21700851

研究課題名（和文）無形の民俗文化財の保護事業の実態と効果に関する民族誌的研究

研究課題名（英文）An ethnographic study on actual condition and effects of administrative projects for preserving intangible folk cultural properties.

研究代表者

俵木 悟 (HYOKI SATORU)

成城大学・文芸学部・准教授

研究者番号：30356274

研究成果の概要（和文）：無形の民俗文化財の保護事業について、(1)地方自治体における指定・選択の状況及びその推移、(2)映像記録作成事業の成果の活用、(3)民俗芸能の公開に関する事業の3点に焦点を絞り、その効果や、伝承地に与える影響に関する調査研究を行った。とくに収集資料に基づく保護事業の実施状況の把握と、保護事業の対象となった民俗事象や保護行政担当者への聞き取り結果の分析から、従来の保護事業のあり方の問題点を考察した。

研究成果の概要（英文）：In this study, I conducted researches on effects of administrative projects for preserving intangible folk cultural properties and their influences upon local communities. Researches were done by focusing on the following three points: (1) conditions of designation and selection of intangible folk cultural properties undertaken by the local governments, (2) utilization of results of audio-visual documentation, and (3) exhibitions of folk performing arts as a part of intangible folk cultural properties. Then problems of administrative projects so far were considered through analyses both of the collected materials on actual state of projects for preservation, and the results of direct observation and interviews to the successors and officials of local governments concerning cultural properties.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：文化財科学・文化財科学

キーワード：文化財政策、無形の民俗文化財、無形文化遺産、民俗芸能、映像記録、博物館、資料館

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、主に無形の民俗文化財の一

つのジャンルである民俗芸能を題材として、国の文化財保護法にもとづく価値認識がはらむ問題や、重要無形民俗文化財指定が現地

の伝承状況にもたらした影響とそれに対する伝承者の対応などについての検証を行ってきた。これらの研究は、同時期に日本民俗学界周辺で見られた同種の議論とあわせて、「民俗の文化財化」というべき状況に注目を集めさせ、一定の効果を挙げたものと思われる。その後「民俗の文化財化」の問題は、ユネスコの世界遺産条約や、ふるさと文化再興事業といった関連する制度も視野に入れ、とくにそれらの制度が保護の対象と規定する地域への影響という点に重点を置いて議論が展開されている。これらの研究は現在まで、主に(1)制度の理念的問題点の指摘、(2)制度の歴史的経緯の検証、(3)制度の対象となることで地域が受ける影響の考察、という大きく3つの論点によってなされてきた。とりわけ民俗学の視点からは(3)の論点が重要であるが、この論点のもとでは、無形の民俗が文化財(文化遺産)保護という制度の対象として位置づけられたという事実のみにもとづいてその影響が語られてきた感がある。そこには、伝承者や地域住民が事業から受ける恩恵を正当に評価することも含めて、制度の対象となることで施される一つ一つの具体的な保護事業について、実地に検証するという視点が欠けている。調査事業や記録作成事業などの保護事業には、監修者等の名目で民俗学者らが多く関係しているにも関わらずである。こうした状況から、研究代表者はこの数年、勤務する(申請時)東京文化財研究所無形文化遺産部の研究員という立場において、とくに映像記録作成事業を取り上げて、保護事業の実態をふまえた提言を行ってきた。しかしこの立場からは、あくまで現行の制度下において事業を効率的かつ効果的に執り行うこと以上の問題に踏み込むことは困難であり、また個別事例についてのインテンシブな実地調査も難しい。他の事業も含めて、また事業実施の功罪をも含めて、保護事業が地域にもたらす影響を精査し、その考察をもとにして無形の民俗に対する保護事業を評価する視座を獲得するには、別の立場からの調査研究が不可欠であると判断し、本研究を構想するに至った。

2. 研究の目的

本研究は、我が国の現行の文化財保護制作においてなされる具体的施策のうち、とくに無形の民俗文化財の保護事業について、その効果や影響、妥当性を評価する視座を獲得するための基礎的調査研究を行うものである。

ユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下、無形文化遺産保護条約)が2006年4月に発効し、従来に増して注目が集まる無形の民俗文化財保護であるが、その学術的検証は、指定・選択といった行政行為の影響への注目に止まっている。そこで本研究では、無形の民俗文化財を対象とした保護事業についての実施状況を把握するとともに、事業の実施の影響の経年的な蓄積や、成果物の活用の実態などについて、実地調査と保護事業の対象となる伝承者への聞き取りという民族誌的な方法論を用いて個別事例ごとに検証する。その結果をもとに、無形の民俗文化の保護のあり方について考察し、今後の補助事業の方向性と手法について提言を行うことをめざすものである。

3. 研究の方法

本研究課題は、主として以下の3つの問題に焦点を絞って調査研究を進めた。

(1) 地方自治体における無形の民俗文化財の指定・選択に関する情報の収集・整理・分析: 本研究を推進するにあたって、絶えず問題になったのは、地方自治体における無形の民俗文化財の指定・選択についての情報が、全国的に収集・整理されていなかったことであった。そこで本研究期間において、各都道府県が刊行、あるいはインターネット上で提供している指定・選択一覧をまとめるとともに、指定解除や指定変更についての情報は、必要に応じて都道府県教育委員会に電話等で問い合わせを行い、これらの情報を収集・整理・分析した。

(2) 映像記録作成事業の成果の活用に関する調査: 本研究課題と同時に進めていたプロジェクトにおいて、地方自治体等が製作した無形の民俗文化財に関する記録の所在情報データベースを作成した。そのデータを集計・分析し、映像記録作成事業の全国的な動向を確認した。また、個別事例における映像記録の利用実態に関して、伝承地での資料収集と聞き取り調査を実施した。

(3) 無形の民俗文化財としての民俗芸能の公開に関する調査: 無形の民俗文化財の公開に関して、①民俗芸能のイベント等での上演、②博物館・資料館等における無形の民俗文化財をテーマとした展示に関する調査を行った。イベント上演に関しては、文化財保護政策にのっとり行われる全国民俗芸能大会

およびブロック別民俗芸能大会については、すでにその検討も多く行われているので、本研究では文化財保護政策には直接関わらないイベント等を中心に調査した。博物館・資料館等での公開に関しては、無形の民俗文化財としての祭礼や民俗芸能をテーマとした展示を巡検し、担当者等への聞き取りを行った。

4. 研究成果

(1)の問題について、都道府県の文化財保護所管部署においても十分に把握されていない例があった。とくに、都道府県指定の後に国の重要無形民俗文化財の指定を受け、都道府県指定を解除した例や、昭和50年の文化財保護法改正にともなって、都道府県条例を改正して指定変更を行っている例が、民俗芸能を中心に多くあり、その経緯を確認する必要があった。この調査の結果から、昭和30年代中頃から40年代を通して、地方自治体において多くの民俗芸能が（無形民俗文化財としてではなく）無形文化財として指定を受けていた実態が明らかとなった（図1：ただし昭和50年以前の「無形民俗文化財」の大半は「無形文化財」として指定を受けた民俗芸能である）。これは昭和32年頃から文化財保護委員会によって民俗芸能の文化財指定が勧奨されたことによる。昭和45年以前は民俗芸能の保護が積極的に図られなかったとする説を覆す実態が明らかになった。これについては、学会発表にて報告し〔学会発表〕②）、別の科学研究費補助金の研究課題による、韓国における無形文化財の保護政策との比較研究の成果と関連させて、論文を執筆した（平成24年度科研費「研究成果公開促進費」助成、岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学—グローバル・スタンダードの受容をめぐる日韓比較』、風響社、2012年度刊行予定）。

また、この経緯と関連して、いくつかの自

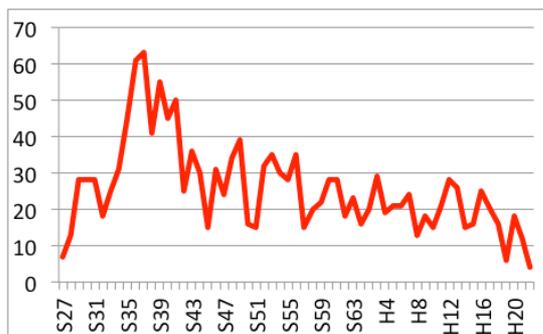


図1 都道府県無形民俗文化財指定件数の推移

治体ではいまでも無形文化財として民俗芸能を指定していた時代の名残と思われる制度がとられていた。一例として、島根県では、無形の民俗文化財の保持者（保持団体）の構成員に証明書を発行しており、無形文化財の保持者の総合認定に近い制度が設けられていた。この制度は、必ずしもすべての無形の民俗文化財に適用できるものではないが、とくにある種の民俗芸能の伝承者に対し、技能の向上と将来への継承のモチベーションを高める効果をもっていると考えられる。

(2)の問題について、研究代表者自身もその構築に参加した「無形文化遺産の所在情報データベース」のデータを、とくに映像記録作成事業に関して分析し、これまでの無形の民俗文化財の映像記録作成事業の動向と、近年の新しい手法の広まりについて考察した。その成果は、論文として執筆した〔雑誌論文〕②）ほか、招待講演においてその意義を一般向けに紹介・解説した〔学会発表〕①）。

映像記録の利用実態に関する事例調査では、昭和50年代から60年代初頭の、比較的早い時期に記録作成事業を行った事例を中心に、伝承活動における活用などの聞き取り調査を行った。その結果、この時期に製作された映像記録は、伝承活動のなかではほとんど活用されていない実態が明らかになった。とくに保存会等の伝承団体には、記録の存在そのものが知られていない場合も多かった。これはフィルムの扱いの難しさ等の技術的要因もさることながら、製作時に伝承現場での活用がほとんど考えられていなかった当時の記録作成の考え方に問題があった。

ただし、近年この状況は大きく改善されており、伝承者による活用を当初から想定し、そのための作品製作および保管体制がとられる例が増えている。例えば、従来のように祭りや行事の全体的な次第をまとめた記録作品の他に、後継者育成に活用されることを想定して、民俗芸能の歌や踊り、囃子などの演技・演奏を曲ごとに個別に記録した「伝承編」や、道具づくりや衣装の着付け、祭礼の準備などを記録した「資料編」などを作成する事業例が増えている。こうした記録作成の手法は、平成13年度から実施された「ふるさと文化再興事業」の成果として実現されたものが多かった。同事業が無形の民俗文化財の映像記録作成に関して一定の効果をあげたことが認められる。このことは、上記データベースで収集されたデータの分析によって、平成16年頃から映像記録の製作数が飛

躍的に上がったことによってもある程度裏付けられる(図2)。ただしこうして製作された記録が、実際に伝承活動に与える影響や効果は、ある程度時間をおいてあらためて検証される必要がある。

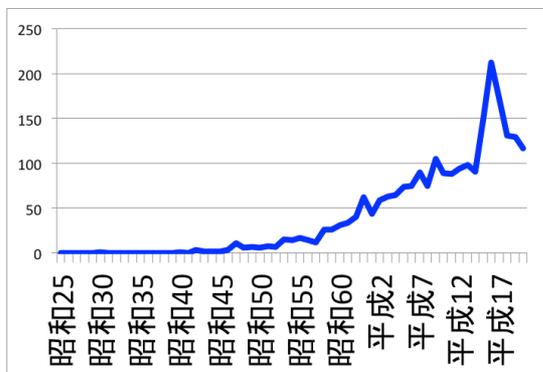


図2 映像記録作成数の推移

(3)の問題について、文化財保護の基本理念は「保存と活用」であり、とくに活用の例として想定されているのが公開であることは、文化財保護法の条文からも明らかである。無形の民俗文化財の場合、公開とは、第一には実際の伝承地での実演であることは言うまでもないが、それ以外にも、広く一般に向けて各種の公開の機会が設けられる。本研究では、そうした公開のあり方に関して、①民俗芸能のイベント等での上演、②博物館・資料館等における無形の民俗文化財をテーマとした展示の2点について、実地調査に基づく分析と考察を行った。

①の代表的な例としては、文化財保護に直接関係するものとして、全国民俗芸能大会、およびブロック別民俗芸能大会があるが、これらについての考察は従来も行われている。そこで本研究では、同じく文化庁の事業である国民文化祭を取り上げた。

国民文化祭は、文化財保護とは異なる芸術文化振興の一環として位置づけられており、民俗芸能をはじめとする各種の無形文化財・無形の民俗文化財が多数参加している。しかしその意義や影響等は、従来ほとんど問題とされてこなかった。現地調査を実施した2010年の第25回国民文化祭「あつ晴れ!おやかま国文祭」では、とくに民俗芸能が多く参加しており、開会式のオープニングフェスティバルに多数の民俗芸能が出演していたほか、盆踊り、神楽、地歌舞伎などの各種フェスティバルが開催され、同時開催の「踊り・おどり・躍りフェスティバル in 後樂園」にも多数の民俗芸能が参加していた。これらのイベントでは、子どもなど、地域社会においては民俗の担い手となりにくい主体の、体

験的な参加が高く評価されたり、伝統的な様式にこだわらず、創作やフュージョンを積極的に行うなど、国民の文化活動への参加をうながすことを一つの目的とする芸術文化振興の観点による、文化財保護の事業とは異なる性格が明らかになった。このような演出は、本来の文脈における上演の姿が正しく伝わらないという批判がたびたび寄せられるが、参加する団体からは、とくに後継者の日頃の努力の発表の場として、また地域や芸能種別の枠を越えた連携をうながす機会として、高く評価する声が多かった。これは逆説的に、文化財保護にもとづく公開事業が、次世代への継承の直接的なインセンティブになりにくいと見なされているとも考えられる。今後の公開事業のあり方への一つの示唆と言えるだろう。

②に関しては、無形の民俗文化財をテーマとする企画展等は研究期間中にも多く開催されていたが、その展示手法には検討の余地が多いと思わせられた。企画展等とはいえ、博物館や資料館での一定期間の展示には、必然的に有形の資料を多く必要とする。しかし無形の民俗文化財に関連する有形資料は必ずしも豊富とは限らず、また数が多くとも同種のもの集積であるなどで、来場者の関心をよぶ展示を構築するためには、地域を越えた比較や、同種のもの系統の解説などの工夫をこらす必要がある。また本来の展示のテーマである無形の民俗文化財を見せるために、映像を用いることが考えられるが、映像の多様は来場者の観覧のあり方を制約する側面が強く、来場者と展示担当者の双方から好ましくないと評価されていた。総じて、無形の民俗文化財の展示には、他の文化財以上に企画する側の創意工夫が必要になると認識されていた。

また、こうした企画展では多くの場合、テーマに合う無形の民俗文化財の実演等が行われていたが、祭礼や民俗芸能の場合、博物館の施設内での実演は設備上の制約が強く感じられた。ある程度の規模の芸能等を実演するホールを有する博物館は、都道府県立規模のものでも決して多くはない。

さらに、博物館や資料館の中には、地域で活動する無形の民俗文化財の保護団体が利用できる伝承施設(稽古場や用具倉庫等)の性格を備えたものがあるが、その利用実績も、曳山等の大規模な資料の管理施設以外では、充分とはいえないものが多かった。

こうした問題の解決策をすぐに示すことは難しいが、一つの提案として、展示やそれに関連する活動を博物館や資料館のなかで

完結させるだけでなく、積極的に館の外に開いていくことが考えられよう。そもそも無形の民俗文化財は、それが行われる場所や時間という環境そのものに意味があるものが多い。さしあたって、比較的实现可能なものとしては、テーマに関連するフィールドへのガイドツアーなどを多く行い、現地での観察や担い手との対話を試みるような取り組みが考えられる。さらに根本的には、資料の展示そのものを現地で行うようなことも考えられてよいだろう。それは博物館や資料館での展示を、たんに無形の民俗文化財の公開の機会とするだけでなく、地域社会における伝承活動と結びつけていくということを意味する。本研究で実施した調査ではそのような事例はなかったが、今後はそうした観点からの取り組みに期待し、またその調査研究によって、あらためて効果や影響を考察する必要があると感じている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 俵木 悟、民俗芸能の伝承組織についての一試論-「保存会」という組織のあり方について-、『無形民俗文化財の保存・活用に関する調査研究報告書』、査読無、巻号無し、2011、59-79
- ② 俵木 悟、無形民俗文化財の映像記録-「使える記録」の実現に向けて-、『日本民俗学』、査読無、264号、2010、122-137

〔学会発表〕(計2件)

- ① 俵木 悟、「映像記録事業を伝承の支えとするために-無形民俗文化財記録映像の事例から考える-」、歴博映像フォーラム6: アイヌ文化の伝承、2012年2月4日、新宿明治安田生命ホール(招待講演)
- ② 俵木 悟、「文化財としての民俗芸能、昭和30~40年代の再検証」、第62回日本民俗学会年会、2010年10月3日、東北大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

俵木 悟 (HYOKI SATORU)
成城大学・文芸学部・准教授
研究者番号: 30356274

(2) 研究分担者

無し

(3) 連携研究者

無し